

本郷産業団地に係る土地売買契約締結の延期について

〔 令和 3 年 2 月 5 日 〕
商 工 労 働 局
企 業 局

1 趣旨

本郷産業団地（2期）に進出を予定し、立地協定・覚書を締結しているオート化学工業㈱から、「投資計画を最低1年以上延期したい。ついては、土地売買契約締結及び事業着手時期を延期したい」との申し出があり、この内容を確認・検討した結果、契約締結期限及び事業着手時期を1年延期する。

2 契約延期の理由

新型コロナウイルスの影響による売上減及びその他要因により収益状況が急激に悪化しているため

3 立地協定・覚書の変更内容

区 分	変更後	変更前
売買契約締結時期	令和 4 (2022) 年 6 月	令和 3 (2021) 年 6 月
事業着手時期	令和 4 (2022) 年 9 月	令和 3 (2021) 年 9 月

※ 変更立地協定及び変更覚書は令和3年1月29日締結済

4 今後の対応

今後は、令和4年6月のオート化学工業㈱と契約締結に向けた準備・手続きを進める。

《参考》 当初の立地協定・覚書の概要

産業団地の名称	本郷産業団地（2期）
所在	三原市本郷町船木
協定締結面積	約 42,000 m ² （約 4.2ha）
売買予定額	約 9 億 2,500 万円
立地協定・覚書締結日	平成 30（2018）年 11 月 29 日
売買契約締結予定年月	令和 3（2021）年 6 月